

三木市商店街連合会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、市内各商店街及び一般商店の健全なる発展を図り、併せて相互の連絡と強固なる団結を図ることをもって商店街及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、三木市商店街連合会と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を三木商工会館内に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達する為に次の事業を行う。

- (1) 商業者（商店街）の振興に関する計画及び指導
- (2) 商業に関する調査研究を行うこと
- (3) 商業に関する講演並びに講習会を開催すること
- (4) 商業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと
- (5) 会員の互助と親睦に関すること
- (6) 会員の販売促進に関すること
- (7) 前各号の外、本会の目的達成に必要な事項に関すること

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、市内各商店街の他、一般商店及び特別会員並びにテナント会員をもってこれを組織する。

(特別会員、テナント会員)

第6条 特別会員は、商業関係者以外の者又テナント会員とは大型商業施設で経営する者で、かつ当会の趣旨に賛同する者を対象とする。

(会 費)

第7条 会費は、別途規程により定める。

(加 入)

第8条 本会に加入を希望する者は、加入届を本会事務局に提出することを要する。

(退 会)

第9条 会員が退会届を本会事務局に提出し、受理した時をもって本会を退会したものと
する。但し、退会した会員の会費の既納分は返却しない。

(除 名)

第10条 会員が下記に該当する時は、総会において弁明の機会を与え、その会員を除名す
ることができる。

1. 会員としてふさわしくない行動が顕著な時。
2. 会費を1年以上納入しない時。

(異動届出)

第11条 会員はその届出事項に変更があった時は、遅滞なくそれを本会事務局に届出なけ
ればならない。

第4章 役 員

(役 員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 監 事 2名
- (4) 常任理事 若干名

(顧 問)

第13条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

(役員を選出)

第14条1項 会長、副会長、監事、常任理事、は各地区商店街の推薦に基づき役員会に
おいて選出、総会でこれを承認する。

2項 顧問は、会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第15条1項 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2項 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理し、これを行う。

3項 監事は、本会の業務並びに財産の状況を監査する。

4項 常任理事は、会長の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

(役員、顧問の任期)

第16条1項 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2項 役員は任期終了後も新役員が就任するまで引き続きその任にあたる。

第5章 会 議

(会議の種類)

第17条1項 本会の会議は、総会、役員会とする。

2項 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第18条1項 総会は、第5条の市内各商店街、一般商店、特別会員、テナント会員をもって構成する。

2項 役員会は、第12条の役員をもって構成する。

3項 本会の業務を運営するため委員会を設けることができる。

(会議の権能)

第19条1項 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 役員を選任及び解任に関すること。

(4) 会則の変更

(5) 本会の解散

(6) その他、この会の運営に係わる重要事項に関すること。

2項 役員会は、この会の執行機関であり、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に提出する議案に関すること。

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3項 第1項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(定期総会)

第20条 定期総会は、毎年1回、会計年度終了後すみやかに開催する。

(臨時総会及び役員会)

第21条 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第22条1項 総会及び役員会は、会長が招集する。

2項 総会及び役員会を招集する場合は、会員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の10日前に通知しなければならない。但し、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

(議長)

第23条1項 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

2項 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては総会員、役員会においては役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会等の議決)

第25条1項 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2項 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

3項 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(特別の議決)

第26条 次の事項は総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(1) 会則の変更

(2) 本会の解散

(書面表決)

第27条 やむを得ない理由の為、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前3条の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条1項 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は役員の現在数

(3) 会議に出席した会員又は役員の数（書面表決者を含む）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

2項 議事録は、議長及び出席役員が作成し、これに署名しなければならない。

第6章 会 計

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(事業計画と収支予算)

第30条 本会の事業計画及び収支予算は、定期総会開催時に総会の議決により定める。

(事業報告と収支決算)

第31条 本会の事業報告及び収支決算は、定期総会開催時にその前年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 雑 則

(備え付け帳簿の整備等)

第32条 本会の事務局には、規約、会議に関する帳簿、資産の状況を示す帳簿を整備しなければならない。また会費規定、出張規程、慶弔規程等を設置しておくものとし、その内容は役員会において別途定めるものとする。

(委員会の設置)

第33条 事業目的達成のため、委員会を設けることが出来る。
委員会の構成及び人事は役員会において決定する。

附則

この会則は、平成22年 5月13日から施行する。